

令和7年 第1回

仁木町議会臨時会会議録

開会 令和7年1月22日(水)

閉会 令和7年1月22日(水)

仁木町議会

令和7年第1回仁木町議会臨時会議事日程

- ◆日 時 令和7年1月22日（水曜日）午前10時30分 開会
◆場 所 仁木町役場 3階議場

◆議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 議会運営委員会委員長報告
日程第3 会期の決定
日程第4 諸般の報告
日程第5 行政報告
日程第6 議案第1号 仁木町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について
日程第7 議案第2号 特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について
日程第8 議案第3号 仁木町職員の給与に関する条例及び地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例制定について
日程第9 議案第4号 仁木町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
日程第10 議案第5号 職員に対する寒冷地手当支給に関する条例及び地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例制定について
日程第11 議案第6号 令和6年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第5号）
日程第12 議案第7号 令和6年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
日程第13 議案第8号 令和6年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
日程第14 議案第9号 令和6年度余市郡仁木町簡易水道事業会計補正予算（第1号）
日程第15 議案第10号 ふれあい遊トピア公園及び仁木町民スキー場の指定管理者の指定について

令和7年第1回仁木町議会臨時会会議録

開 会 令和 7年 1月22日（水） 午前10時30分
 閉 会 令和 7年 1月22日（水） 午後 1時37分

議 長 横 関 一 雄 副 議 長 嶋 田 茂

出席議員（8名）

2 番 山 内 健 生 3 番 木 村 章 生 4 番 佐 藤 秀 教
 5 番 野 崎 明 廣 6 番 宮 本 幹 夫 7 番 上 村 智 恵 子
 8 番 嶋 田 茂 9 番 横 関 一 雄

欠席議員（1名）

1 番 前 田 春 奈

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町 長	佐 藤 聖 一 郎	福 祉 課 参 事	浜 野 公 子
副 町 長	林 幸 治	産 業 課 長	浜 野 崇
教 育 長	岩 井 秋 男	建 設 課 長	渡 辺 優
総 務 課 長	鹿 内 力 三	教 育 次 長	和 田 秀 文
総 務 課 参 事	濱 田 敬 司	農 業 委 員 会 会 長	木 田 憲 一
財 政 課 長	新 見 信	農 業 委 員 会 事 務 局 長	(浜 野 崇)
会 計 管 理 者	伊 藤 利 文	選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	(鹿 内 力 三)
企 画 課 長	奈 良 充 雄	代 表 監 査 委 員	原 田 修
住 民 環 境 課 長	本 多 弘 一	識 見 監 査 委 員	今 井 聡 裕
福 祉 課 長	菊 地 健 文		

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 可 児 卓 倫
 総 務 議 事 係 長 佐 藤 祐 亮

開 会 午前10時30分

○議長（横関一雄）皆さん、おはようございます。

定刻となりましたので、これから会議を始めたいと思います。只今の出席議員は、8名です。前田議員より欠席する旨の届け出がありました。

定足数に達していますので、只今から令和7年第1回仁木町議会臨時会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（横関一雄）日程第1『会議録署名議員の指名』を行います。

本日の会議録署名議員は、仁木町議会会議規則第124条の規定により、7番・上村議員、8番・嶋田議員を指名します。

日程第2 議会運営委員会委員長報告

○議長（横関一雄）日程第2『議会運営委員会委員長報告』を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。木村委員長。

○議会運営委員会委員長（木村章生）皆さん、おはようございます。

議会運営委員会決定事項について、報告いたします。本臨時会を開催するにあたり、本日、1月22日水曜日に議会運営委員会を開催し、本日開会の臨時会の会期日程等議会運営に関する事項について調査いたしました。

委員会決定事項。まずはじめに付議事件について申し上げます。本臨時会には、議案10件が付議されております。

次に、議事進行について申し上げます。日程第5まではこれまでと同様に進めます。日程第6から第10の条例改正については、一括議題として説明を受け、いずれも即決審議でお願いいたします。日程第11の補正予算については、即決審議でお願いいたします。日程第12から第14の補正予算については、一括議題として説明を受け、いずれも即決審議でお願いいたします。日程第15の指定管理者については、即決審議でお願いいたします。

続いて、会期について申し上げます。本臨時会招集日は、本日1月22日水曜日、会期は開会が1月22日、閉会が1月22日の1日限りといたします。

次に、その他の事項でございますが、当面する行事予定は、お手元に配付のとおりです。以上で、議会運営委員会決定事項についての報告を終わります。

○議長（横関一雄）委員長報告が終わりました。

委員長報告のとおり、議事を執り進めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認め、そのように決定しました。

日程第3 会期の決定

○議長（横関一雄）日程第3『会期の決定』の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、議会運営委員会委員長報告のとおり、本日1月22日の1日限りにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、本臨時会の会期は、本日1月22日の1日限りとすることに決定しました。

日程第4 諸般の報告

○議長（横関一雄）日程第4『諸般の報告』でございます。

議長諸般の報告については、議会運営委員会委員長報告のとおり、本会議場での報告を省略いたします。

なお、お手元に報告書を配付しておりますので、後程ご高覧願います。

これで、諸般の報告を終わります。

日程第5 行政報告

○議長（横関一雄）日程第5『行政報告』を行います。

佐藤町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）令和7年第1回仁木町議会臨時会が開催されるに当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

本日は令和7年第1回仁木町議会臨時会を招集申し上げましたところ、横関議長、嶋田副議長をはじめ、議員各位におかれましては、ご参集を賜り厚く御礼を申し上げます。そして原田代表監査委員、今井監査委員、木田農業委員会会長におかれましても、万障お繰り合わせの上ご出席を賜り感謝申し上げますとともに、新年を迎え3週間が過ぎましたが、本年もよろしくお願い申し上げます。

新年早々、出初式や各団体や地域の新年会等に足を運ばれ、ご多忙の日々を過ごされていることと拝察いたします。昨年の元旦に発生しました能登半島地震が1年経過し、今なお被災地の皆さんは復旧復興に向けて歩みを進めております。同じくかつて甚大な被害をもたらした阪神淡路大震災から今年で30年を迎えますが、長い年月をかけて復興を進め、今日に至ります。全国各地これまで様々な災害で被災された地域は、決して諦めることなく力を合わせ幾多の困難を乗り越えてきました。先日も宮崎県で地震が発生したように、日本は世界有数の地震大国としてこれまで多くの地震や津波による災害を経験してきましたが、未だ防災に対する意識は高いとは言えません。経験に勝るものがないように、これまでの経験を次に活かすことにより、さらなる発展や成長につながるものと信じ、町としても対策を講じていかなければならないと考えているところでございます。

今年には戦後80年の節目の年になります。総務省の人口動態調査によりますと総人口に占める戦後生まれの世代の割合が9割になろうとしております。つまり、戦前・戦中を生き残った人たちの割合が1割となり、戦争の惨禍を繰り返してはならないと語り継げる経験者が少なくなることは、戦争の記憶が風化することにつながってしまうのではと懸念されております。奇しくも昨年、日本原水爆被害者団体協議会（被団協）がノーベル平和賞を受賞したことは、戦後80年を迎えるに当たり意義深いものでありましたが、一方で今もウクライナ侵攻など世界的に分断対立が深まっております。今後、日本の果たすべき役割やとるべき立場として様々な考えがある中で、唯一の被爆国として、いつの日か世界から求められるものになるのではと戦後80年、節目である新たな年を迎え、経験による意義について感じさせられた次第であります。

さて、本定例会には、木村議会運営委員長からご説明がありましたとおり、議案10件を提出しております。格別のご審議を賜りますようお願い申し上げまして、令和7年第1回仁木町議会臨時会開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

それでは行政報告をさせていただきます。

はじめに、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（令和6年度低所得世帯支援枠）について申し上げます。国は令和6年11月22日に閣議決定した「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」において、低所得世帯の食料品やエネルギー関係等の消費支出に対する物価高の影響のうち、賃上げや年金物価スライド等で賄いきれない部分をおおむねカバーするため、個人住民税均等割が非課税である世帯（住民税非課税世帯）への給付金の支給及び住民税非課税世帯のうち子育て世帯については子ども一人に対して給付金を加算して支給することを決定し、12月17日付けで臨時交付金制度要綱が改正されました。本給付金につきましては、令和6年度の住民税の課税状況に基づき支給対象となる世帯にプッシュ型等で給付する予定としております。具体的には令和6年度における住民税非課税世帯に対し、1世帯当たり3万円、住民税非課税世帯への給付の加算として、世帯員である18歳以下の児童1人当たり2万円を支給するものであります。特に物価高の影響を受ける低所得世帯に対し、迅速に支援を届けるため、速やかな事業実施を行うこととし、住民税非課税世帯には対象見込みを含む837世帯に係る事業費2613万9000円、18歳以下の子ども加算には見込みを含む対象児童50名に係る事業費164万3000円、併せて当該事業に係る国庫補助金2777万8000円につきまして、今臨時会に補正予算を上程させていただきましたので、よろしくお願い申し上げます。

また、エネルギーや食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者等に対しまして同交付金推奨事業メニューとして、低所得世帯支援枠とは別に2373万2000円が交付額として示されておりますことから、今後全町民に向けた事業など様々な支援策を早急に検討してまいります。

次に、ふれあい遊トピア公園及び仁木町民スキー場の指定管理者について申し上げます。ふれあい遊トピア公園及び仁木町民スキー場の指定管理者につきましては、仁木町民間提案制度実施要綱に基づき、株式会社コンサドーレから同施設の更新事業及び管理運営業務に係る提案を受け、指定管理者選考に係る所要の手続きを経て、令和5年4月1日から管理運営業務を担っていただいております。同社におきましては、本町はもとより、道内の多くの自治体との連携を推進しており、社内において地域との連携を所管していた「まちづくり準備室」を発展的に分離独立し、令和5年4月26日に「株式会社まちのミライ」を設立したところであります。これに伴い、これまで株式会社コンサドーレが行ってきたまちづくり事業を株式会社まちのミライが継承していくことなどを理由に、令和6年12月20日付けで同施設の管理に関する基本協定書第38条第1項第4号の規定に基づき、指定の取消しの申出があり、株式会社コンサドーレが代表企業となり、株式会社まちのミライと改めてコンソーシアム（共同事業体）を設立し、コンサドーレグループとして指定管理業務を引き続き担い、地域との関わりを持続的に継続、発展させていきたいとの意向が伝えられたところです。令和4年度に同社から提出された「同施設の更新事業及び管理運営業務に係る民間提案」においては、構成企業等との協力・連携体制を整備していくとの考えが示されており、株式会社まちのミライが設立されたことにより具現化されたことで、より多くの関係企業やプロスポーツ団体が経営に参画し、一層の連携強化が図られ、株式会社コンサドーレが単独で指定管理を行う場合と比較して、収益機会の拡大や地域連携の推進による住民サービスの更なる向上が期待されることなどの申出内容を踏まえ、指定管理者からの指定の取消しの申出を承諾の上、令和7年3月31日をもって、同施設の指定管理者の指

定を取り消す旨を令和6年12月24日付けで通知し、同日付けで公表いたしました。以降の経過等につきましては、本臨時会に「ふれあい遊トピア公園及び仁木町民スキー場の指定管理者の指定について」を議案として上程させていただきましたので、よろしくようお願い申し上げます。

行政報告は以上であります。別途お手元には、ふれあい遊トピア公園及び仁木町民スキー場の指定管理者の指定に係る資料（議案第10号関連）を配付しておりますので、後ほどご高覧願います。以上で行政報告とさせていただきます。

○議長（横関一雄）佐藤町長の行政報告が終わりました。

これで行政報告を終わります。

日程第6 議案第1号

仁木町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について

日程第7 議案第2号

特別職の職員で常勤のものとの給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について

日程第8 議案第3号

仁木町職員の給与に関する条例及び地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例制定について

日程第9 議案第4号

仁木町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について

日程第10 議案第5号

職員に対する寒冷地手当支給に関する条例及び地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（横関一雄）日程第6、議案第1号『仁木町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について』ないし、日程第10、議案第5号『職員に対する寒冷地手当支給に関する条例及び地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例制定について』以上5件を一括議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）それでは、一括提案されました5件につきまして提案説明をさせていただきます。

まず、はじめに議案第1号、仁木町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について。仁木町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成3年仁木町条例第2号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。令和7年1月22日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

議案第2号のページをお開き願います。議案第2号、特別職の職員で常勤のものとの給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について。特別職の職員で常勤のものとの給与等に関する条例（昭和44年仁木町条例第1号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。令和7年1月22日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

議案第3号のページをお開き願います。議案第3号、仁木町職員の給与に関する条例及び地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例制定について。仁木町職員の給与に関する条例（昭和41年仁木町条例第15号）及び、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年仁木町条例第19号）の一部を改正する条例を別紙のと

おり制定する。令和7年1月22日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

議案第4号のページをお開き願います。議案第4号、仁木町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について。仁木町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年仁木町条例第20号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。令和7年1月22日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

最後に、議案第5号のページをお開き願います。議案第5号、職員に対する寒冷地手当支給に関する条例及び地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例制定について。職員に対する寒冷地手当支給に関する条例（昭和43年仁木町条例第15号）及び地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年仁木町条例第19号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。令和7年1月22日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

以上、5件を一括提案説明とさせていただきます。

なお、詳細につきましては、鹿内総務課長の方からご説明申し上げますので、ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）鹿内総務課長。

○総務課長（鹿内力三）議案第1号、仁木町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定から、議案第5号、職員に対する寒冷地手当支給に関する条例及び地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例制定までは関連がありますので一括でご説明いたします。

議案第1号、仁木町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明いたします。

令和6年8月8日人事院は、国会及び内閣に対して国家公務員の給与について官民格差などにに基づき給与水準の見直し勧告をいたしました。今回の人事院勧告の主な改定は民間の支給状況等を踏まえ、期末手当・勤勉手当合わせて0.1月の支給月数を引上げ、俸給表の平均2.76%引上げとなっており、第216回臨時国会において関係法案が可決されたところでもあります。本町といたしましても、公務員の労働基本権制約の代償措置であります人事院勧告を尊重し、また国準拠の基本的理念の下、職員給与などに対して人事院勧告どおりの改定方針を決定したところでもあります。この度の条例改正は議会議員の期末手当も職員の手当同様に0.1月引上げとする改正であります。内容につきましては、令和6年度は12月期における支給月数を0.1月引上げ2.35月とし、令和7年度以降6月期と12月期の支給月数をそれぞれ0.05月引上げ2.3月とし、いずれの年度も総支給月数を4.6月とするものであります。改正に伴う関係予算につきましては、予算書7ページ、1款、議会費、3節、職員手当などに記載しており、本改正により18万8000円の増となるものであります。

改め文の朗読を省略し、新旧対照表でご説明いたします。新旧対照表1ページをお開き願います。右側が現行の条例でありまして、左側が改正後となっております。アンダーラインを付している箇所が改正箇所であります。第1条関係につきましては、令和6年12月期の改正で、第5条の期末手当支給額の条文中、期末手当の支給率「100分の225」を「100分の235」に改め、支給月数を0.1月引上げるものであります。これにより総支給月数は4.6月となります。

2ページをお開き願います。第2条関係につきましては、令和7年度以降の改正で、第5条の期末手当支給額について第1条関係で改正した支給月数を「100分の230」と改め、総支給月数を4.6月とするもので

ありまして、第1条による改正でも第2条による改正でも総支給月数は同じでございます。次に附則であります。附則第1項及び第2項につきましては、施行期日と適用の定めであり、第3項につきましては、内払いの規定であります。

以上で議案第1号の説明は終わりました。次に、議案第2号、特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例の一部を改正する条例制定につきまして、ご説明いたします。

この条例改正につきましても、議案第1号で説明しました人事院勧告を踏まえた職員給与費の改定に合わせ、特別職の期末手当も職員の手当同様に支給月数を0.1月引上げとする改正であります。内容につきましては議案第1号と同様であります。改正に伴う関係予算につきましては、予算書9ページ、2款、総務費、及び35ページ、10款、教育費、3節、職員手当などに記載しており、本改正により20万2000円の増となるものであります。

こちらも改め文の朗読を省略し、新旧対照表でご説明いたします。新旧対照表1ページをお開き願います。第1条関係につきましては、令和6年12月期の改正で第4条第2項中、期末手当支給率「100分の225」を「100分の235」に改め、支給月数を0.1月引上げ、総支給月数を4.6月とするものであります。

2ページをお開き願います。第2条関係につきましては、令和7年度以降の改正で第4条第2項中、第1条関係で改正した支給月数を「100分の230」と改め、総支給月数を4.6月とするものでありまして、第1条による改正でも第2条による改正でも総支給月数は同じでございます。次に附則であります。附則第1項及び第2項につきましては、施行期日の適用の定めであり、第3項につきましては、内払いの規定であります。

以上で、議案第2号の説明を終了し、引き続き議案第3号、仁木町職員の給与に関する条例及び地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例制定につきまして、ご説明いたします。

この条例改正につきましても令和6年人事院勧告に伴い、国準拠に基づいた本町の職員給与費の改定方針により、期末手当・勤勉手当合わせて0.1月引上げ、及び職員の給料表の改定などについての改正を行うものであります。主な改正内容につきましては、期末手当及び勤勉手当の令和6年12月期における支給月数をそれぞれ0.05月引上げ、期末勤勉手当合わせて2.35月とし、令和7年度以降は6月期と12月期の支給月数をそれぞれ合わせて2.3月とし、総支給月数を4.6月とするものです。

給料表の改定は、民間給与との格差を埋めるため、若年層に特に重点を置きつつおおむね30代後半までの職員に重点を置いて全ての職員を対象に引上げ、初任給は採用市場での競争力向上のため大幅に引上げ、大卒者で2万3800円、高卒者で2万1400円の引上げとなるものです。本改正に伴う関係予算につきましては、すべての会計におきまして、2節、給料、3節、職員手当等、4節、共済費となっておりますので、予算書のページ数につきましては割愛させていただきますが、関係する予算額といたしましては、人事院勧告分として職員給与費分約948万円、期末手当分352万円、勤勉手当分300万円でありまして、その他共済費などによる職員給与費の増減を含めると補正総額としては1404万円の増となるものであります。

こちらも改め文の朗読を省略し、新旧対照表で説明いたします。改め文14ページの次のページとなります。新旧対照表1ページをお開き願います。右側が現行の条例でありまして、左側が改正後となっております。アンダーラインを付している箇所が改正箇所であります。第1条関係をご説明いたします。第22条第2項は、職員の期末手当に係る支給率「100分の122.5」を「6月に支給する場合は100分の122.5、12月に支給する場合には100分の127.5」に改め、12月分の期末手当を0.05月引上げるものであります。第3項は、

定年前再任用短時間勤務職員の期末手当のうち、12月に支給する場合の支給率を「100分の71.25」に改め、12月分の期末手当を0.025月引上げるものであります。第23条第2項第1号は、職員の勤勉手当に係る支給率「100分の102.5」を「6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には100分の107.5」に改め、12月分の勤勉手当を0.05月引上げるものであります。第2号は、定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当に係る支給率「100分の48.75」を「6月に支給する場合は100分の48.75、12月に支給する場合には100分の51.25」に改め、12月分の勤勉手当を0.025月引上げるものであります。

2ページから8ページまでの別表第1につきましては、給料表の改正で水準を1級の高卒初任給1-5で2万1400円引上げております。また、その他の若年層につきましても30代後半までの職員に重点を置いて改定し、一級の係員で11.1%、2級で7.6%、全体で3%の改定を行うものでありまして、この給料表は令和6年4月1日から適用するものであります。次に、第2条関係をご説明いたします。9ページの新旧対照表をお開き願います。第9条は扶養手当の規定で配偶者に係る手当を廃止し、子に係る手当額を1万3000円に引上げる改正であります。第10条は扶養の届出など手続の規定で、法改正に伴い規則に規定することとしたため削除する改正であります。第10条の2は第9条の改正に伴う文言の整理であります。第11条は通勤手当の規定で、新幹線通勤などの支給要件の緩和、上限額引上げ等民間の状況を踏まえた改正であります。

13ページ、第20条の2は管理職特別勤務手当の規定で、現行平日深夜に係る支給対象時間帯午前0時から午前5時までとなっているものを、午後10時から午前5時までとする改正であります。第22条は期末手当の規定で、第2項中第1条で改正した支給月数を6月と12月の支給率双方を「100分の125」と改め、期末手当支給月数を2.5月とするものであります。第3項は、定年前再任用短時間勤務職員の期末手当支給月数を「100分の70」に改め、期末手当支給月数を1.4月とするものであります。いずれの職員につきましても、第1条による改正と第2条による改正での総支給月数の変更はございません。

14ページ、第23条は勤勉手当の規定で、第2項第1号中、第1条関係で改正した支給月数を6月と12月の支給率双方を「100分の105」と改め、勤勉手当支給月数を2.1月とするものであります。第2号は定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当支給月数を「100分の50」に改め、勤勉手当支給月数を1.0とするものであります。いずれの職員につきましても、第1条による改正と第2条による改正での総支給月数の変更はございません。第26条は定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外の規定で、第10条の2の住居手当、第21条の寒冷地手当は適用除外から除く改正であります。21ページまでの別表第1につきましては、給料表の改正で、第1条で改正した表のうち、3級から6級の初号近辺の号俸をカットして、各級の初号額の引上げ、職務の級間の水準の重なりを解消する改定であります。この給料表は令和7年4月1日から施行するものであります。

続きまして、第3条関係をご説明いたします。22ページの新旧対照表をお開き願います。地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例は、職員の定年に関して関係条例の改正を行った条例であります。このうち附則第4条仁木町職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置の第7項は、暫定再任用職員の適用除外の規定であり、住居手当・寒冷地手当は適用除外から除く改正であります。次に附則であります。附則第1項及び第2項につきましては施行期日と適用の定めであり、附則第3項につきましては内払いの規定であります。附則第4項につきましては号俸の切替え、第5項は令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置、第6項は規則への委任に関する規定であります。附則別表は27ページまで続き、号俸の切替表であります。

以上で議案第3号の説明を終了し、続きまして議案第4号、仁木町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定につきまして、ご説明いたします。

この条例につきましても、令和6年人事院勧告に基づき会計年度任用職員の給料月額を改正を行うものであります。本改正に伴う関係予算につきましてははすべての会計におきまして、1節. 報酬、3節. 職員手当等、4節. 共済費となっておりますので、予算書のページ数につきましては割愛させていただきますが、関係する予算額といたしましては、報酬分約698万円、職員手当分285万円でありまして、その他共済費などによる給与費の増減を含めると補正総額としては1020万円の増となるものであります。

改め文の朗読を省略し、新旧対照表でご説明いたします。新旧対照表1ページをお開き願います。右側が現行の条例でありまして、左側が改正後となっております。別表給料表の改正であります。号俸につきましては職員の給料表1級の号俸と同じ額となっているものであります。

4ページ目をお開き願います。附則第1項につきましては施行期日の定め、第2項は令和7年3月31日までの給料等の特例、第3項は給与の内払いの規定であります。

以上で議案第4号の説明を終了し、引き続き、議案第5号、職員に対する寒冷地手当支給に関する条例及び地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例制定につきまして、ご説明いたします。

この条例改正につきましても、令和6年人事院勧告に基づき職員に対する寒冷地手当の改正を行うものであります。改正内容につきましては、寒冷地手当11.3%の引上げであります。この改正に伴う関係予算につきましては、議案第6号から第9号の全ての会計の補正予算書におきまして、3節. 職員手当等となっており、予算書のページ数につきましては割愛させていただきますが、本改正により46万8000円の増となるものであります。

改め文の朗読を省略し、新旧対照表でご説明いたします。新旧対照表1ページをお開き願います。右側が現行の条例でありまして、左側が改正後となっております。アンダーラインを付してある箇所が改正箇所であります。第1条関係、職員に対する寒冷地手当支給に関する条例の改正につきましては、支給基準第2条の本文に、定年前再任用短時間勤務職員を支給対象職員とする旨の改正であります。寒冷地手当の額、第3条の表の改正は世帯主である職員で扶養親族のある職員の月額を2万6000円、世帯主である職員で扶養親族のない職員を1万4500円、その他の職員を9800円に改めるというものであります。

続きまして、第2条関係をご説明いたします。2ページの新旧対照表をお開き願います。地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例、附則第5条の改正は、暫定再任用短時間勤務職員について支給対象職員へ追加するというものであります。支給対象職員への追加も人事院勧告によるものであります。附則第1項、第2項は施行期日等の定めであり、第3項は、寒冷地手当の内払いの規定であります。以上で議案第1号から第5号までについての一括説明を終わります。

○議長（横関一雄）一括議題5件の説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑は一括して行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これより議案ごとに、討論・採決を行います。

それでは、議案第1号『仁木町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について』の討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第1号『仁木町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第1号『仁木町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について』は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号『特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について』の討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第2号『特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第2号『特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について』は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号『仁木町職員の給与に関する条例及び地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例制定について』の討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第3号『仁木町職員の給与に関する条例及び地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例制定について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第3号『仁木町職員の給与に関する条例及び地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例制定について』は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号『仁木町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について』の討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第4号『仁木町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条

例制定について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第4号『仁木町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について』は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号『職員に対する寒冷地手当支給に関する条例及び地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例制定について』の討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第5号『職員に対する寒冷地手当支給に関する条例及び地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例制定について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第5号『職員に対する寒冷地手当支給に関する条例及び地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例制定について』は、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第6号

令和6年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第5号）

○議長（横関一雄）日程第11、議案第6号『令和6年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第5号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第6号、令和6年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第5号）。令和6年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5143万4000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ51億6687万7000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。令和7年1月22日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、新見財政課長の方からご説明いたしますので、ご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）新見財政課長。

○財政課長（新見 信）議案第6号、令和6年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第5号）について、ご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。第1表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。15款、国庫支出金、及び19款、繰入金を補正いたしまして、歳入合計額に補正額5143万4000円を追加し、補正後の合計を51億6687万

7000円とするものがございます。

2ページをお開き願います。歳出でございます。1款、議会費から10款、教育費まで補正いたしまして、歳出合計額に補正額5143万4000円を追加し、補正後の合計を51億6687万7000円とするものがございます。

3ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、歳入でございます。1款、町税から22款、町債まですべての科目を載せたものがございます。

4ページをお開き願います。歳出でございます。1款、議会費から14款、予備費まですべての科目を載せたもので、右側の財源内訳につきましては、国道支出金が2777万8000円の増、一般財源が2365万6000円の増となっております。

5ページをお開き願います。歳入でございます。15款、国庫支出金、2項、国庫補助金、1目、総務費国庫補助金につきましては、令和6年11月22日に閣議決定した総合経済対策に盛り込まれました低所得者支援による物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金2777万8000円の追加でございます。

6ページをお開き願います。19款、繰入金、1項、基金繰入金、1目、財政調整基金繰入金につきましては、財源調整のため2365万6000円の追加でございます。

7ページをお開き願います。歳出でございます。1款、1項、1目、議会費につきましては92万2000円の増で、給与改定に伴う報酬・給料等の追加でございます。

9ページをお開き願います。2款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費につきましては631万8000円の増で、11ページまで給与改定に伴う報酬及び給料等の追加でございます。

12ページをお開き願います。4目、財産管理費につきましても給与改定に伴う報酬及び給料等の増により27万円の追加、2項、徴税費、1目、税務総務費、及び13ページ、3項、1目、戸籍住民登録費につきましても、それぞれ8万2000円、43万2000円の追加でございます。いずれも給与改定によるものがございます。

15ページをお開き願います。3款、民生費、1項、社会福祉費、1目、社会福祉総務費につきましては、2719万1000円の追加で、給与改定並びに16ページ、低所得世帯支援給付金事業の実施に伴います消耗品等の需用費及び給付費の増によるものがございます。

17ページ、2目、老人福祉費は給与改定により23万1000円の追加。

18ページをお開き願います。5目、国民年金事務費は給与改定及び職員の休職による増減で98万1000円の減額でございます。

19ページ、6目、後期高齢者医療費は給与改定による後期高齢者医療特別会計への人件費繰出金の増により79万6000円の追加。2項、児童福祉費、1目、児童福祉総務費は204万3000円の追加で、給与改定による報酬及び給料等の増、並びに20ページ、役務費と負担金補助及び交付金は、低所得世帯支援給付金事業、子ども加算支援分実施に伴う追加でございます。

22ページをお開き願います。4款、衛生費、1項、保健衛生費、1目、保健衛生総務費につきましては、222万9000円の追加で、給与改定及び給与の改定に伴う国民健康保険事業特別会計への繰出金の増でございます。

23ページ、2目、老人保健推進費は給与改定により73万5000円の追加、4目、環境衛生費も給与改定により28万8000円の追加でございます。

24ページをお開き願います。5目、上水道費は、給与改定に伴う簡易水道事業会計への繰出金の増によりまして97万8000円の追加でございます。

25ページ、6款．農林水産業費、1項．農業費、1目．農業委員会費につきましても給料改定により18万1000円の追加でございます。

26ページをお開き願います。2目．農業総務費は、給与改定等によりまして1万7000円の追加、27ページ、3目．農業振興費は40万円の追加、4目．農用地事業費は28万8000円の追加でございます。いずれも給与改定に伴う報酬等の増によるものでございます。

29ページをお開き願います。7款．1項．商工費、1目．商工総務費につきましては、給与改定によりまして93万2000円の追加、30ページをお開き願います。2目．商工振興費も給与改定により報酬等の増により34万8000円の追加でございます。

31ページ、8款．土木費、1項．土木管理費、1目．土木総務費につきましては給与改定により13万8000円の追加、32ページをお開き願います。2項．道路橋りょう費、1目．道路橋りょう総務費も給与改定によりまして16万7000円の追加、33ページ、4項．住宅費、1目．住宅管理費は80万5000円の追加で給与改定に伴います報酬及び給料等の増によるものでございます。

35ページをお開き願います。10款．教育費、1項．教育総務費、2目．事務局費につきましては212万7000円の追加で給与改定に伴う報酬及び給料等の増によるものでございます。

37ページをお開き願います。2項．小学校費、1目．学校管理費及び3項．中学校費、1目．学校管理費はそれぞれ39万2000円の追加で、いずれも給与改定に伴う報酬等の増によるものでございます。

38ページをお開き願います。5項．社会教育費、1目．社会教育総務費は給与改定により42万9000円の追加、39ページ、6項．保健体育費、1目．保健体育総務費も給与改定によりまして18万3000円の追加でございます。

40ページをお開き願います。3目．学校給食費につきましても給与改定に伴う報酬及び給料等の増によりまして238万1000円の追加でございます。43ページ以降につきましては補正後の給与費明細書となっております。以上で説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）それでは、予算書の17ページ。3款．民生費の物価高騰重点支援給付金、これについて何点か伺いたいと思うんですが、先ほど行政報告の中でも報告がされていましたが、この中で給付金については「プッシュ型により実施する」というような報告がございましたけれども、このプッシュ型というのはどういう内容なんでしょうか。

○議長（横関一雄）菊地福祉課長。

○福祉課長（菊地健文）只今のご質問にお答えいたします。

町があらかじめ令和6年度の住民税の課税状況を調べて抽出した方を特定し、その方に町から「あなたは今回の給付金の対象者です」という通知を差し上げることとしております。それでその情報を確認いただき、更に今回の受給を拒否する意思があるかないかの確認を行いまして、その連絡がない場合は、町は受給意思があるという判断をして支給をするというものであり、迅速に支援を届けることができるもので、それがいわゆるプッシュ型給付と言われているものでございます。以上でございます。

○議長（横関一雄）4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）それでは従前、昨年も支給していると思うんですけれども、それとの違いがわかればちょっと教えてほしいんですが。

○議長（横関一雄）菊地福祉課長。

○福祉課長（菊地健文）昨年の給付金につきましては、昨年は令和6年6月3日を基準日としまして、低所得者世帯緊急支援給付金を今回の給付金と同様の条件であります令和6年度住民税所得割非課税世帯に10万円、その世帯で扶養している子ども1人当たり5万円を交付しておりますが、このときは令和5年度にも同様の給付金を交付しております、そこで交付されなかった方を対象としておりましたので、昨年の給付金につきましては支給世帯数が61世帯、支給対象となった子どもが9名となっているところでございます。以上でございます。

○議長（横関一雄）菊地福祉課長。

○福祉課長（菊地健文）失礼しました。

昨年の給付金につきましても、プッシュ型給付をしているところでございます。以上でございます。

○議長（横関一雄）4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）申請をしなくても、事前に調べたものですね、前回支給した方たちが登録されていれば、新たに申請をしなくても良いというようなお話もあるんですが、それとは違うんでしょうか。

○議長（横関一雄）菊地福祉課長。

○福祉課長（菊地健文）佐藤議員仰せのとおりですね、町の方で課税状況を調べて対象者となる方につきまして、それで昨年ですとか、以前に給付金をいただいている方につきましては、そこでの口座情報がございますので、そちらの口座情報で振り込んで良いかという確認をした上でですね、そこでよろしければ、そのままお振り込みしまして、違う口座が良いという場合があれば、それは町の方に連絡をいただいて、そちらに振り込むというような手続となっております。以上でございます。

○議長（横関一雄）4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）それでは、今まですっかり忘れていたとか、そういうことがないということになりますね。

○議長（横関一雄）菊地福祉課長。

○福祉課長（菊地健文）議員仰せのとおり、そういったことはないと認識してございます。以上でございます。

○議長（横関一雄）4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）それで、非常に短い期間でこれを処理しなければならないということで、今後の給付までのスケジュールについて伺いたいと思います。

○議長（横関一雄）菊地福祉課長。

○福祉課長（菊地健文）先ほどご説明いたしましたプッシュ型による支給対象者につきましては、現在のところ2月下旬にお知らせや確認書を発送し、口座情報等の内容を確認していただき3月中にお支払いできるよう進めてまいりたいと考えてございます。またプッシュ型以外の申請による支給対象となる方につきましては、申請をいただき次第速やかにお支払いできるよう進めてまいりたいと考えてございます。以上でございます。

○議長（横関一雄）4番、佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）このプッシュ型以外の方という方はどういう方が対象になるんでしょうか。

○議長（横関一雄）菊地福祉課長。

○福祉課長（菊地健文）プッシュ型以外の申請というものはですね、国の方で示されてはいるんですが、

令和6年1月以降に家計が急変し非課税世帯と同様の事情にあると認められる者、例えば職を失ったり傷病により就労困難になるといった家計が急変した世帯、いわゆる家計急変世帯につきましては町に申請をいただくもので、その結果家計急変世帯となる場合は支給対象となるものでございます。以上でございます。

○議長（横関一雄）4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）最後になりますけれども、いろいろ支給方法も変わるといことなんで、町民皆さんへのですね、周知についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（横関一雄）菊地福祉課長。

○福祉課長（菊地健文）只今のご質問にお答えいたします。

先ほどご説明いたしましたプッシュ型の対象者につきましては、2月下旬にお知らせや確認書を送付することと、その直後の3月上旬にですね、広報配布に合わせて給付金のお知らせを全世帯対象に配布しまして、プッシュ型による対象者は文書を送付したことやその内容について、また申請が必要な方に対する給付金の内容をお知らせすることを予定としてございます。以上でございます。

○議長（横関一雄）他にございませんか。8番・嶋田議員。

○8番（嶋田 茂）非課税世帯ということで、それで仁木町に住民登録をしている方で非課税の方が申請を出せばいただける、もらえるという補助金なんですか。

○議長（横関一雄）菊地福祉課長。

○福祉課長（菊地健文）今回の給付金につきましては、基準日が令和6年12月13日現在におきまして仁木町に住民登録がありまして、先ほどご説明申し上げました令和6年度の住民税均等割が非課税世帯、もしくは家計急変世帯の場合は対象となるというものでございます。以上でございます。

○議長（横関一雄）8番・嶋田議員。

○8番（嶋田 茂）それであればちょっとどちらかわからないので聞こうと思ったんですけれども、外国人実習生が仁木町に残っている方が十数人ぐらいいると思うんですけども、そういう方というのは対象外なんですか。

○議長（横関一雄）菊地福祉課長。

○福祉課長（菊地健文）外国人である方、若しくは外国人技能実習生である方もですね、交付対象となる場合はもちろん対象となるんですが、外国人ですとかそういった場合はですね、租税条約により課税を免除されている方は対象外というものがございます。この租税条約というものにつきましては、二重課税の回避ですとか、脱税防止などを目的に締結された条約でありまして、これは一般的には留学生ですとか、農業実習生などが対象となりますので、この租税条約により課税免除されている方の場合は対象とならないというものでございます。以上でございます。

○議長（横関一雄）8番・嶋田議員。

○8番（嶋田 茂）そういう処置をされているという部分はわかっているんですが、そういう方というのは、多分中国人系の方が税金を払わなくて良いというふうになっているんですけれども、他の国から来た子たちというのは、たしか税金を払っているはずですよ。今、仁木町に入っているのが、フィリピン、インドネシア、ベトナム、あとはバングラデシュとかもいたかな。そういう部分で、それ以外の方だったら対象になるんでしょうか。

○議長（横関一雄）菊地福祉課長。

○福祉課長（菊地健文）只今のご質問でございますが、今、嶋田議員が仰られたそういった国の方々につきましても、租税条約にもしなっていれば対象外ということにはなってしまいますが、そうでない場合はですね、それぞれの状況に応じて町の方で交付できるかどうかというのを判断していきたいと考えてございます。以上でございます。

○議長（横関一雄）8番・嶋田議員。

○8番（嶋田 茂）それが対象になるかならないかというのは、役場の方に来て調べて、それで対象になるかならないかというものがわかるということですか。

○議長（横関一雄）菊地福祉課長。

○福祉課長（菊地健文）先ほど来ご説明しておりますプッシュ型の部分でですね、町である程度ですね、課税状況ですとか、そういったものを把握した上で対象となると見込まれる方につきましては、町の方から申請をする形になります。もしそれ以外の部分でですね、申請もしくは照会が必要な方につきましては町にお問い合わせいただくこととしてございます。以上でございます。

○議長（横関一雄）よろしいですか。他にございませんか。7番・上村議員。

○7番（上村智恵子）物価高騰給付金の他にね、低所得者世帯支援枠とは別に交付金がされている、その方たちは今後どのような、年度内にこういう配布できるんでしょうか。

○議長（横関一雄）奈良企画課長。

○企画課長（奈良充雄）先ほどですね、行政報告で2300万円程度、推奨事業分ということで国の方から交付額が示されているところがございます。現在ですね、町内部で検討しております全町民に対してですね、何らかの支援をしたいというふうなことを今のところ考えておまして、具体的にはですね、物価高騰対策応援商品券というのをですね、現在検討しております。これにつきましては、今のところの予定なんです3月の定例会におきまして補正予算を組みまして、配布につきましてはですね、何とか年度内に。実際に使用できるのは4月上旬ということをですね、目指して今準備を進めている状況でございますので、そのようにご理解いただければと思います。

○議長（横関一雄）7番・上村議員。

○7番（上村智恵子）だいたい1人当たりどのぐらいなんでしょうか。

○議長（横関一雄）奈良企画課長。

○企画課長（奈良充雄）今のところの予定なんです、1人当たり5000円の商品券を配布しようというふうに考えています。これにつきましてはですね、町内限定で使用できるというふうなことで今のところ考えております。

○議長（横関一雄）よろしいですか。他にございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第6号『令和6年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第5号）』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第6号『令和6年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第5号）』は、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第7号

令和6年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）

日程第13 議案第8号

令和6年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

日程第14 議案第9号

令和6年度余市郡仁木町簡易水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（横関一雄）日程第12、議案第7号『令和6年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）』ないし日程第14、議案第9号『令和6年度余市郡仁木町簡易水道事業会計補正予算（第1号）』以上3件を一括議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）それでは一括提案されました議案3件につきまして、提案説明をさせていただきます。まず、議案第7号、令和6年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）。令和6年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ43万3000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億818万円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。令和7年1月22日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

議案第8号のページをお開き願います。議案第8号、令和6年度余市郡仁木町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）。令和6年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ79万6000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8132万2000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。令和7年1月22日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

議案第9号のページをお開き願います。議案第9号、令和6年度余市郡仁木町簡易水道事業会計補正予算（第1号）。総則、第1条、令和6年度余市郡仁木町簡易水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。収益的収入及び支出、第2条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。収入の部として、第1款、簡易水道事業収益は、既決予定額が2億6993万1000円に対し補正予定額は97万8000円、計2億7090万9000円であります。第2項、営業外収益は、既決予定額2億422万1000円に対し補正予定額は97万8000円、計2億519万9000円でございます。次に、支出の部、第1款、簡易水道事業費用は、既決予定額が2億6896万5000円に対し補正予定額は97万8000円、計2億6994万3000円でございます。第1項、営業費用は、既決予定額が2億3954万7000円に対し補正予定額は97万8000円、計2億4052万5000円でございます。議会の議決を経なければ流用することができない経費、第3条、予算第9条に定めた額（1）職員給与費「1857万4000円」を「1955万1000円」に補正する。他会計からの補助金、第4条、予算第10条に定めた額「1億8986万8000円」を「1億9084万6000円」に補正する。令和7年1月22

日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。以上、議案第7号から第9号まで3件を一括提案説明とさせていただきます。

なお詳細につきましては、新見財政課長、渡辺建設課長の方からご説明いたしますので、ご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）新見財政課長。

○財政課長（新見 信）はじめに議案第7号、令和6年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について、ご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。第1表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。4款、繰入金を補正いたしまして、歳入合計額に補正額43万3000円を追加し、補正後の合計を2億818万円とするものでございます。

2ページをお開き願います。歳出でございます。1款、総務費を補正いたしまして、歳出合計額に補正額43万3000円を追加し、補正後の合計を2億818万円とするものでございます。

3ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、歳入でございます。1款、国民健康保険税から6款、諸収入まですべての科目を載せたものでございます。

4ページをお開き願います。歳出でございます。1款、総務費から6款、予備費まですべての科目を載せたもので、右側の財源内訳につきましては、一般財源が43万3000円の増となっております。

5ページをお開き願います。歳入でございます。4款、繰入金、1項、2目、一般会計繰入金につきましては、給与改定による職員人件費分繰入金8万3000円の追加、2項、基金繰入金、1目、財政調整基金繰入金は、報酬改定による職員人件費分繰入金35万円の追加でございます。

7ページをお開き願います。歳出でございます。1款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費につきましては43万3000円の追加で、給与改定に伴う報酬及び給料等の追加でございます。9ページ以降は補正後の給与費明細書となっております。

以上で議案第7号の説明を終わります。引き続き、議案第8号、令和6年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について、ご説明申し上げます。1ページをお開き願います。第1表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。3款、繰入金を79万6000円追加し、補正後の合計を8132万2000円とするものでございます。

2ページをお開き願います。歳出でございます。1款、総務費を79万6000円追加し、補正後の合計を8132万2000円とするものでございます。

3ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、歳入でございます。1款、後期高齢者医療保険料から5款、諸収入まですべての科目を載せたものでございます。

4ページをお開き願います。歳出でございます。1款、総務費から4款、予備費まですべての科目を載せたもので、右側の財源内訳ですが、一般財源が79万6000円の増となっております。

5ページをお開き願います。歳入でございます。3款、繰入金、1項、一般会計繰入金、1目、事務費繰入金につきましては、給与改定に伴い79万6000円の追加でございます。

7ページをお開き願います。歳出でございます。1款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費につきましては給与改定に伴う報酬及び給料等79万6000円の追加でございます。9ページ以降は補正後の給与費明細書となっております。以上で議案第8号の説明を終わります。

○議長（横関一雄）渡辺建設課長。

○建設課長（渡辺 優）議案第9号、令和6年度余市郡仁木町簡易水道事業会計補正予算（第1号）につい

て、ご説明申し上げます。

1 ページをお開き願います。今回の補正は、給与改定に伴う人件費等の補正となっております。令和6年度仁木町簡易水道事業会計補正予算（第1号）実施計画、収益的収入及び支出でございます。収入でございます。1 款. 簡易水道事業収益、2 項. 営業外収益、2 目. 他会計補助金の補正予定額97万8000円を追加し、1 款. 簡易水道事業収益の補正後の合計を2億7090万9000円とするものでございます。次に支出でございます。1 款. 簡易水道事業費用、1 項. 営業費用、3 目. 総係費の補正予定額97万8000円を追加し、1 款. 簡易水道事業費用の補正後の合計を2億6994万3000円とするものでございます。

補正内容につきましては、13ページの仁木町簡易水道事業会計予算に関する付属説明資料でご説明いたします。3 ページから11ページまでにつきましては、今回の補正後における財務諸表及び給与費明細書となっております。

次に、13ページをお開き願います。仁木町簡易水道事業会計予算に関する付属説明資料でございます。収入でございます。1 款. 簡易水道事業収益、2 項. 営業外収益、2 目. 他会計補助金につきましては、職員の給与改定に伴い一般会計からの繰入金97万8000円を追加し、1 款. 簡易水道事業収益の補正後の合計を2億7090万9000円とするものでございます。次に、支出でございます。1 款. 簡易水道事業費用、1 項. 営業費用、3 目. 総係費につきましては、同じく給与改定に伴い給料から報酬までの合計97万8000円を追加し、1 款. 簡易水道事業費用の補正後の合計を2億6994万3000円とするものでございます。以上で議案第9号の説明を終わります。

○議長（横関一雄）一括議題3件の説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑は一括して行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これより議案ごとに、討論・採決を行います。

それでは、議案第7号『令和6年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）』の討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第7号『令和6年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第7号『令和6年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）』は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号『令和6年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）』の討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第8号『令和6年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）』を採決し

ます。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第8号『令和6年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）』は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号『令和6年度余市郡仁木町簡易水道事業会計補正予算（第1号）』の討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第9号『令和6年度余市郡仁木町簡易水道事業会計補正予算（第1号）』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第9号『令和6年度余市郡仁木町簡易水道事業会計補正予算（第1号）』は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休 憩 午前11時53分

再 開 午後 1時00分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、8名です。

日程第15 議案第10号

ふれあい遊トピア公園及び仁木町民スキー場の指定管理者の指定について

○議長（横関一雄）日程第15、議案第10号『ふれあい遊トピア公園及び仁木町民スキー場の指定管理者の指定について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第10号、ふれあい遊トピア公園及び仁木町民スキー場の指定管理者の指定について。ふれあい遊トピア公園及び仁木町民スキー場の指定管理者を次のとおり指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項及び仁木町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年仁木町条例第22号）第5条第1項の規定により議会の議決を求める。令和7年1月22日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。記といたしまして、1. 指定管理者に管理を行わせる施設の所在地及び名称、所在地・仁木町大江1丁目地内、名称・ふれあい遊トピア公園及び仁木町民スキー場。2. 指定管理者に指定する団体の住所及び名称、住所・札幌市豊平区羊ヶ丘1番地、名称・コンサドーレ・まちのミライコンソーシアム、（代表団体）札幌市豊平区羊ヶ丘1番地、株式会社コンサドーレ 代表取締役 三上大勝、（構成団体）札幌市豊平区羊ヶ丘1番地、株式会社まちのミライ 代表取締役 三上大勝。3. 指定の期間・令和7年4月1日から令和10年3月31日までとなっております。

詳細につきましては、林副町長の方からご説明いたしますので、ご審議の上、ご可決賜りますようよろ

しくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）林副町長。

○副町長（林 幸治）議案第10号、ふれあい遊トピア公園及び仁木町民スキー場の指定管理者の指定に係る資料に基づきましてご説明申し上げます。

こちらの資料でございます。1ページ目、右側をご覧ください。指定管理候補者の選定の経過でございます。今回の指定管理者候補者の決定につきましては、佐藤町長からの行政報告においてご報告申し上げたとおりでございますけれども、現行の指定管理者である株式会社コンサドーレの事業組織の変更に伴い、自治体をはじめとする地域との連携を担っていた、まちづくり準備室を発展的に分離・独立させ、多くの協力企業の出資を受け「株式会社まちのミライ」を新たに設立し、業務を継承することなどを理由に、令和6年12月20日付けで本業務の管理に関する基本協定書に基づきまして、株式会社コンサドーレから指定管理取消申出書の提出を受けまして、承認したところでございます。また、株式会社コンサドーレからは、指定管理取消申出書の中で、適正な手続を経て株式会社コンサドーレが代表企業となり、分離した株式会社まちのミライとで構成するコンソーシアム（共同事業体）において、指定管理業務を引継ぎ、当該施設の指定管理を通じて仁木町との関わりを深め発展していきたいとの意向が示されているところでございます。これを受けまして、町では指定管理者を選定することとし、地方自治法、仁木町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例及びその施行規則など、関連法令・例規に基づき、令和6年12月23日に第1回目の指定管理者選考委員会を開催いたしました。記載のとおり、選定方法から指定管理施設の基準額までの事項を協議し決定しております。まず、選定方式でございますけれども、仁木町民間提案制度に基づき令和4年度に株式会社コンサドーレから提案がありました、ふれあい遊トピア公園及び仁木町民スキー場の更新事業、及び管理運営業務に係る民間提案について、代表企業・株式会社コンサドーレが中心となり、構成企業、更には地元企業との協力、連携体制を構築し未来を見据えたエリアマネジメントに取り組み、関係する多くの企業と連携して事業を遂行するという事としております。このことから、申出があった今回のコンソーシアムによる指定管理体制の移行につきましても、この民間提案の一環と考慮されること、更にはコンソーシアムにおいても、引き続き株式会社コンサドーレが代表企業として運営を主体的に担っていくこととしており、仁木町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第2条第1項ただし書の規定により、候補者として適正な団体を指名すること、及び同条例施行規則第2条第2項第4号の規定に基づき、仁木町民間提案制度による提案を行い選定された受託者に当該提案による公の施設の管理を行わせる場合により、指定管理者候補者の選定に係る公募を行わないこととすることで決定しているところでございます。選定基準では、欠格、絶対要件内容の確認、募集要項では、指定管理期間を令和7年4月1日から令和10年3月31日までの3か年とすること等を確認しております。仕様書につきましては、業務の内容及びその範囲等の確認などを決定してございます。指定管理施設の基準額につきましては、株式会社コンサドーレから、指定管理の取消の申出書の中に、コンソーシアムにより応募する際の指定管理料につきましては、同社が当初申請した3年目以降の額と同額以下とする計画が示されていることから、町の基準額におきましても現行の指定管理者との間で協定を取り交わしている令和7年度から3年度分の協定額を上限とすることで決定しているところでございます。そして12月25日には、株式会社コンサドーレへ指定管理者募集要項を配付し、12月25日から27日まで質問事項の受付を行いました。質問はございませんでした。その後、株式会社コンサドーレから申請書を受領し、令和7年1月15日に申請者のプレゼンテーションを実施しております。このプレゼンテーションの内容を受け1月16日

実施いたしました第2回指定管理者選考委員会の中で候補者の選定についての協議を行い、その結果、コンサドーレ・まちのミライコンソーシアムを指定管理者候補者として決定し、同日に本町のホームページで公表したところでございます。

続きまして、1ページ目、右側の下段でございますけれども、指定管理者選考総評点をお示ししております。掲載の表につきましては、選定の基準に照らし12名の指定管理者選考委員会委員が、業務の計画、収支の計画などについて、20の評価項目、それぞれ5点満点で評価した総評点と、指定管理者候補者から提出された3年間の提案額をお示したものでございます。

次に、町の基準額及び指定管理者候補者の見積額でございますけれども、2ページ目をお開きになっていただきたいと思っております。2ページ目が、ふれあい遊トピア公園、そして、3ページ目が、仁木町民スキー場の資料でございます。

次のページ、4ページ目でございますけれども、こちらはふれあい遊トピア公園及び仁木町民スキー場全体の町の基準額及び指定管理者候補者の見積額でございます。指定管理者候補者はコンサドーレ・まちのミライコンソーシアムでございます。左側の表につきましては、令和7年度から9年度までの町の基準額、そして右側は今回の申請に係る候補者の見積額でございます。ページの下段に、3年間の合計の指定管理料として町の基準額と指定管理者候補者の見積額を掲載しております。町の基準額につきましては、5054万9645円でございます。これに対しまして、候補者の見積額につきましても同額となっております。

最後に参考資料といたしまして、5ページ目から指定管理者の募集要項、そして3枚めくっていただきまして、8ページ目からは、ふれあい遊トピア公園に係る指定管理の業務仕様書、そして5枚ほどめくっていただきまして、13ページ目からは仁木町民スキー場に係る指定管理業務仕様書、そして17ページ目からは、基本協定書の案及び年度協定の案を掲載しておりますので、後程ご覧いただきたいと思っております。以上で議案第10号、ふれあい遊トピア公園及び仁木町民スキー場の指定管理者の指定に関する資料の説明を終わらせていただきます。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）まずですね。この1月15日に申請者とのプレゼン及びヒアリングを行ったということで、この経過を踏まえて、コンサドーレ、そして、まちのミライコンソーシアムということで、指定管理者が決まったわけでありましてけれども、1点気になるのがですね、行政報告にあるようにですね、株式会社コンサドーレが単独で指定管理を行う場合と比較して、このコンソーシアムで行ったことによって、住民サービスのさらなる向上が期待されるということで報告されていますけれども、資料1ページ目の総評点を見ますと、満点であれば各委員12名、持ち点各100点ということで、1200点満点ということになりますけれども、実際、プレゼンあるいはヒアリングを行った結果783点という、これだけを見ると相当低い感じがするんですね。当初、令和5年度にコンサドーレ単独で指定管理を受けたときですね、その総評点というのは何点であったのか、その辺をちょっと教えてほしいんですが。

○議長（横関一雄）林副町長。

○副町長（林 幸治）ご質問にお答えいたします。

前回、コンサドーレが単独で指定管理を行うに当たり実施いたしましたプレゼンテーションに対する評点でございますけれども、前回はですね、988点でございます。委員あたりの平均値でございますけれども、65.87点というふうになっております。以上でございます。

○議長（横関一雄）4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）期待した割にはですね、今回単独で988点という総評点であったものが、それを下回るというのは、これちょっといかなものかなと思うんですが、その提案内容についてですね、コンサドーレが単独でやった提案内容と今回の提案内容の違いと言いますか、それを比較してどう今回変わったのか、ちょっとその辺を説明願いたいと思います。

○議長（横関一雄）林副町長。

○副町長（林 幸治）まず評点の関係についてですね、若干補足させていただきます。

指定管理者の選考委員会につきましては、仁木町の役場ですね、課長職及び理事者側として、副町長とそれから教育長の合わせて15名で委員の構成をしております。それで、前回の指定管理についてはですね、15名の委員がですね、それで100点ずつ持ってですね、満点が1500点ということで評点をさせていただいたところございまして、その結果988点というふうになっております。ただですね、今回これは本当に内部的な事情なんですけれども、ちょっとコロナが市内非常に流行りまして、実は選考委員3名ですね、評定に参加、プレゼンに参加できなかったということでございまして、そもそも満点がですね、3名欠け1200点のスタートでございます。12名しか参加できなかったということでございます。それでですね、評点もですね、満点で1200点に対しての783点ということでございます。それで各委員ごとの平均の評点でございますけれども、前回については先ほど申し上げましたが、65.87点でございますけれども、今回はですね、65.25点と若干下がっておりますけれども、ほぼ同等の評点だったということでございます。そういった経過があったということをご理解していただきたいということとですね、それから今回、コンソーシアムによってですね、新たな提案としてでございますけれども、今回ですね、コンソーシアムとして、まちのミライにですね、新たにプロスポーツチーム、バスケットボールですとか、バレーボールチームの出資を得てですね、そういったところの協力関係のもとですね、新たな取組を行うということで、例えば、ふれあい遊トピア公園にあるバスケットボールコート、3on3（スリーオンスリー）のコートでございますけれども、あれを活用してレバンガの選手がですね、一緒にバスケットのスクールとか大会を開くですとか、そういったイベントをやるですとか、それとかそういったスポーツ選手が実際にこちらに来てですね、いろんな取組をやることによって集客をしたり、また地域のお子さんとの連携を深めるというような内容をですね、非常により強力に進めていきたいということですね、提案としてお話をさせていただきましたので、その辺がですね、今回のポイントになる点なのかなというふうに理解しているところでございます。以上でございます。

○議長（横関一雄）4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）今の副町長の方からいろいろご説明ありましたが、それだけ新たな取組ということで、いろいろ提案されたことで、そのことを考えると、もう少しこれ点数が上がっても良かったのではないかという気がします。前回よりこれ平均、確かに今回コロナの関係もあって、委員の方が欠席されたというそういう事情もあったと思うんですが、それにしてもですね、その総評点の平均点が低いという、もっともっとこれは上がっていいんじゃないかなということで、これ委員といいますか、これをやる前段でコンサドーレ単独で令和5年・令和6年度、2年今までやってきたわけでありましてけれども、実際その辺については検証された上で今回のこの指定管理者の選定というものをを行ったのか。それはどうなんでしょう。

○議長（横関一雄）林副町長。

○副町長（林 幸治）指定管理者の選考委員会の中ではですね、特段、何と言いますか、そういった2年間の検証という部分については、やっておりませんが、ただ、コンソーレそれからまちのミライのコンソーシアムさんからのですね、ご提案の中ではですね、これまでやった経過についてのいろいろなコンソーレとしての評価、そういったことについてはですね、いろいろお話をいただいておりますので、そういったものを踏まえてですね、各委員の皆さまもいろいろ感じておられまして、評価をされたのではないかなというふうに考えているところでございます。以上です。

○議長（横関一雄）4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）しつこいようですけども、それであればもうちょっとこう点数が上がっても良かったのかなと感じているところですけども、やはり検証することによって、今後の町側の体制も変わってくると思うんですね、指導も含めて。ですからせっかくコンソーシアムで、これだけ単独でやるよりはコンソーシアムでやった方が、さらなるサービスの向上につながるということですから、それを十分に把握した上でですね、指導なり管理徹底をしてほしいと思うんですが、その辺町長いかがでしょうか。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）これまで2年間の経過の中で、具体的な検証というものはされておられませんけれども、担当レベルや又はそれぞれの関連する課としてはですね、今まで様々な声、住民からの良い部分も悪い部分も含めてですね、いろんな声を踏まえて今後さらなる発展のためにどのような形で改善や又は指導をすべきなのかというのをですね、皆さん踏まえた上での今回こういった総評になったというふうに私自身も捉えております。これまでのことも含めてですね、お互いに指定管理者、そして行政との関係を更に密なものにしてですね、より良い施設づくりに向けてですね、これから今まで以上に努力していかなければならないという認識のもとですね、これから施設を管理していかなければならないという認識を私自身ももっておりますので、その部分を含めて担当課はもちろん職員に対しても、そういった部分を含めてこれからお互いに良い関係、連携をしてまいりたいなど、そのように考えているところであります。

○議長（横関一雄）他にございませんか。5番・野崎議員。

○5番（野崎明廣）只今、同僚議員からの総評点についてお話がありましたけれども、私としては加点ができなかった点というのがどのような内容であったのかお伺いをしたいと思います。

○議長（横関一雄）暫時休憩します。

休 憩 午後 1時22分

再 開 午後 1時25分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、8名です。

野崎議員の質疑に対する答弁が残っております。林副町長。

○副町長（林 幸治）各項目についてのですね、状況でございますけれども、ちょっとそちらの集計分析を行っておりませんのでですね、全体的な今のちょっとご質問に対してですね、今はちょっと答弁を合わせしていないんですけども、基本的にですね、5段階で1から5段階のもので、それぞれ該当するところに丸を付けるという部分でございます。ざっと見たらですね、だいたい皆さん基本的に3の部分からまずスタートして、それでご評価をいただいている部分でございますので、だいたいさっと見たらですね、見た傾向の中ではですね、どの部分が落ちているとか、どの部分が悪いとか良いとかというような感じではないのかなというふうに感じて見ているところでございます。そして他のですね、例えば指定管理の施

設につきましても、だいたいどうかというと、だいたい6割から7割程度ということで、だいたい一般的な評点としてですね、極端に今回の結果について低いというような認識は持っていないところでございます。参考までに一応申し上げます。

○議長（横関一雄）5番・野崎議員。

○5番（野崎明廣）最終的な形の中でどういうふうになっているかということが、出されていないということですが、非常にコンサドーレから今度は新しいまちのミライということで、期待がすごく私たちも大きいんですね。本当仁木町において、スキー場又はふれあい遊トピア公園というものが、どれだけ町のために活躍してくれるかなという期待度が非常に強いという感じで、町として検証した中で、やはりどこが不足しているのか、それをやはり指定管理の中で強化していただければという感じがしておりますので。以上です。

○議長（横関一雄）何を聞きたいのか。5番・野崎議員。

○5番（野崎明廣）これからの不足する部分に対して、町としてどのような体制を取っていくのかということをお伺いしたいと思っています。

○議長（横関一雄）答弁できますか。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）なかなか適切な答弁ができるかちょっとあれなんですけれども、これまでの中で先ほども申し上げましたとおり、コンサドーレさん単体でやられたときに、いろんな部分で課題も見えてきたし、逆に可能性も見えてきたと。ただ今後コンソーシアムという形で、更にやりやすく、可能性を広げることができるという思いの中でですね、提案を受けて今回こういった形になりました。コンサドーレが単体でやっていたときにどんな課題があったのかというのは、こういった分析で出せるようなものではなく、人間関係であったりとか、今までのノウハウであったりとか、そういった部分でなかなか持ち合わせていなかった部分で、そういった部分では事業者としてはこの1・2年である程度経験を積まれて、こういった形で今後運営していけば良いのかというのは身につけられたものだというふうに私自身も考えているところでございます。今後、そういった部分の経験を活かしてですね、さらなる事業体として、あの施設をですね、もう少し皆さんに認知してもらえよう、期待値に沿えるようなそんな仕組みをですね、これから作ってもらいたいということは、当事者に対して私たちからもお願いと言いますか、切に要望しているところでございますので、そういったことを含めて、今後取組を進めてもらえるものというふうに思っているところでございます。

○議長（横関一雄）よろしいですか。その他、何かございませんか。2番・山内議員。

○2番（山内健生）仕様書と要項を見る限りですね、わからなかった部分なんですけど、4ページの利用料金収入、彼らは役割として集客があると思います。集客の結果として、利用料金収入の部分が伸びていくと考えているんですが、これは今、見積りの段階なので、支出と利用料金収入とあとは指定管理料が同額になると思うんですが、これ利用料金収入が例えばこの支出を上回ってくるような状況になった場合、そのお金というのは町のものになるんですか、それとも、まちのミライに還元されていくものなのでしょうか。

○議長（横関一雄）林副町長。

○副町長（林 幸治）お答えいたします。

指定管理制度ということですね、指定管理者が努力することによって営業収益を上げていくというのも当然追求している部分はございまして、それは指定管理者の努力としてですね、達成したものであれば

それは当然指定管理者の方に帰属するということになるというふうに考えています。

○議長（横関一雄）いいですか。他にありませんか。よろしいですか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第10号『ふれあい遊トピア公園及び仁木町民スキー場の指定管理者の指定について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第10号『ふれあい遊トピア公園及び仁木町民スキー場の指定管理者の指定について』は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休 憩 午後 1時33分

再 開 午後 1時33分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、8名です。

佐藤町長から発言の申し出がありますので、これを許します。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）横関議長のお取り計らいにより発言の機会を賜り誠にありがとうございます。

令和7年第1回仁木町議会臨時会の閉会にあたり、一言お礼のご挨拶を申し上げます。

本臨時会に提案いたしました案件につきましては、議員各位の慎重なるご審議のもと、ご可決を賜り衷心より御礼を申し上げます。

先日、12日に仁木町はたちの集いが開催され、20歳を迎えた26名が出席し、新たな門出をお祝いしました。私も小学生の頃から成長を見届けてきた者の1人として感慨深いものがあり、今後の可能性に大きく期待したところでございます。今回の出席者の中には、はじめて外国人の方の出席があり、特定技能実習生として町内で就労している3名が参加されました。日本の文化に触れていただいたことはもちろんのこと、そのような機会を得られたことは大きな価値があるものと思います。年々町内には多くの国々から就労される外国人が増加しており、福祉施設や農業の分野などで活躍されております。町内のみならず全国的に深刻な人手不足を外国人材を活用して補うべく、今後も積極的に外国人の受入れが国内では増加するとの予測がされております。ただ他の先進国を見ますと、外国人に労働力を奪われるなどの理由から摩擦が生じ始め、米国の大統領選挙では移民問題が選挙の争点にもなりました。本町の第6期総合計画のテーマであります、地域の共生・調和を大切にするまちの意義として、町内に住む者みんながお互いに尊重や理解をし合いながら共存していくことが求められております。国籍は違えども同じ町民としてともに暮らし、皆で喜びを分かち合う姿こそ真のグローバル化につながっていくものと受け止め、引き続きこのまちに住むすべての町民の暮らしが豊かになれるよう施策を展開してまいりたいとそうように考えているところでございます。

最後になりますが、今年1年が皆さまにとりまして幸多き年でありますようご祈念申し上げますとともに、今後におきまして議員各位の一層のご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます、本臨時会閉会にあたってのお礼のご挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

○議長（横関一雄）お諮りします。

本臨時会の会議に付された事件はすべて終了いたしました。

したがって、仁木町議会会議規則第6条の規定により、閉会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、本臨時会はこれで閉会することに決定しました。

これで、本日の会議を閉じます。

令和7年第1回仁木町議会臨時会を閉会します。ご審議、大変ご苦労さまでした。

閉 会 午後 1時37分

以上、会議の経過は書記が記録したものであるが、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

令和7年第1回仁木町議会臨時会議決結果表

会 期 令和7年1月22日～1月22日（1日間）

（ 開会 ～ 午前10時30分 / 閉会 ～ 午後 1時37分 ）

議案番号	議 件 名	議決年月日	議決結果
議案第1号	仁木町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について	R7.1.22	原案可決
議案第2号	特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について	R7.1.22	原案可決
議案第3号	仁木町職員の給与に関する条例及び地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例制定について	R7.1.22	原案可決
議案第4号	仁木町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について	R7.1.22	原案可決
議案第5号	職員に対する寒冷地手当支給に関する条例及び地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例制定について	R7.1.22	原案可決
議案第6号	令和6年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第5号）	R7.1.22	原案可決
議案第7号	令和6年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）	R7.1.22	原案可決
議案第8号	令和6年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）	R7.1.22	原案可決
議案第9号	令和6年度余市郡仁木町簡易水道事業会計補正予算（第1号）	R7.1.22	原案可決
議案第10号	ふれあい遊トピア公園及び仁木町民スキー場の指定管理者の指定について	R7.1.22	原案可決